

しあわせ南流

南流山地区社会福祉協議会
広報部会事務局
会長 市川 誠
南流山 8-6-1-1-705
TEL 7140-7152

『いきいきシニアの会』 10月22日(土)に開催

平成 16 年にはじめて開催の「いきいきシニアの会」、今年で第 8 回目を迎えることになり、例年同様、地域のボランティアの皆さんの演奏や演芸、昼食などを楽しんでいただけるように準備しています。

10月上旬に南流山小学校区にお住まいの70歳以上の方に招待状をお届けします。また、皆さんのお元気な顔を拝見できることを楽しみにしています。

第8回いきいきシニアの会

日時：10月22日(土)

午前 10 時～午後 1 時 30 分
(受付は午前 9 時 30 分から)

場所：南流山センター 大ホール(2階)

南流山地区社会福祉協議会主催・流山市後援

備考：南流山小学校区にお住まいの70歳以上の方に招待状をお届けします。該当する方で招待状が届きませんでしたら、当日、受付へお申し出ください。

「南流山ひまわり会」のご案内

住みなれた地域でご高齢の皆様が安心して生活できることを目的とした流山市の「独居高齢者声の訪問事業」の働きかけにより、平成 20 年 8 月に民生委員、地域のボランティアのメンバーを中心として『南流山ひまわり会』が発足しました。そして流山市の市民登録団体になり、3年が経ちました。平成 23 年 8 月現在、お申込みいただいた約 70 名の方に次の内容で約 30 名のメンバーで活動しています。

- 「お元気うかがい」として玄関先に訪問させていただき、地域との繋がりを支援
- お住まいの外から「見守り」
- 困ったことが起きた時の連絡役

『南流山ひまわり会』のサービスをご利用されたい方は「いきいきシニアの会」の招待状に『南流山ひまわり会』の案内と依頼書・返信用封筒を同封しますので、必要事項をご記入の上、郵便ポストにご投函下さい。ご依頼いただいた方へは 11 月中に会から電話などで連絡させていただき、ご希望を確認の上、活動を開始させていただきます。依頼書はサービスを利用されなくなった時点でお送りいただければ結構です。

下記の「ふれあいサロン」を開催する『水仙の会』のメンバーには『南流山ひまわり会』で活動する人もいます。サロンへも是非、足をお運びください。

『いきいきシニアの会』の招待状をお届けできる方(70歳以上)の関係からその年齢未満の皆様へは案内をお届けできません。本広報紙をご覧になってご利用を検討されたい方は本『しあわせ南流』の表題に記載の連絡先(☎ 7140-7152)へお問合せください。



「ふれあいサロン」のご案内

南流山のボランティア団体『水仙の会』の「ふれあいサロン」が、8月を除く毎月第3月曜日の午前10時30分から午後2時まで南流山自治会館で開催されています。この会にご高齢の皆様には体操、歌、カラオケ、ゲーム、会食などで楽しい時間を過ごしていただくものです。昼食として300円(7月の暑気払いと12月のクリスマスは500円)を参加費としていただいています。事前申込みは不要ですので気軽にご参加ください。

また、南流山自治会は第1、第2、第4月曜日の午前10時30分から午後4時まで南流山自治会館の開放日とし、地域の皆さんにお気軽にお立ち寄りいただけるようにしています。こちらもご利用ください。

南部地域包括支援センター

平成 18 年 4 月施行の「介護保険法」の改正で、高齢者の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどの総合支援窓口として地域包括支援センターが誕生しました。ご存知の方も多いと思いますが、南流山小学校区は流山市南部地域包括支援センター(流山市ケアセンター2階)が窓口となります。ご高齢の家族に関する心配、介護保険の利用、将来的な財産管理など、様々な相談にも対応します。

『いきいきシニアの会』(10月22日)で南部地域包括支援センターによる出張相談もありますのでご利用ください。

【問合せ先 ☎ 7159-9981】

民生委員をご存知ですか？



「民生委員、名称は聞いたことあるけれど、どんな活動をしているかは・・・」という方も多いと思います。

そこで本号は地域の民生委員について紹介します。

民生委員は民生委員法で定められ、担当地区、あるいは近隣地区に居住する市民から選ばれて厚生労働大臣の委嘱を受けた特別職の非常勤の地方公務員（無給）です。その目的・活動は民生委員法第一条で「民生委員は、社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」とされます。

具体的な職務として次のように規定されています。

民生委員法 第14条

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
2. 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
3. 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
4. 社会福祉を目的とする事業を営業者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
5. 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

民生委員は、また、児童福祉法により児童委員も兼ねます。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行うもので、同法により次の職務が規定されています。そして児童委員の中から主任児童委員が選ばれ、児童に関することを専門的に担当します。

児童福祉法 第17条

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営業者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
- 四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。
- 五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

民生委員には病気や要介護者の家族の介護経験、子育て経験をもつメンバーもいます。この経験などを踏まえながら、地域の見守りや支援の必要な方々に対して、地域でその人らしく暮らすことができるような次のような多岐にわたる活動を通して支援し、行政などのパイプ役をはたすことを目指しています。

- ・ 高齢者世帯への訪問
- ・ 行政サービスの説明
- ・ 見守り活動
- ・ 子育ての仲間づくり
- ・ 介護の相談
- ・ いじめの防止
- ・ 声かけ安否確認
- ・ 虐待の発見通告
- ・ ネットワークづくり
- ・ 福祉情報の提供
- ・ 福祉ニーズの調査、実態把握
- ・ その他

南流山地区・木地区は7名の民生委員（児童委員）で地域の福祉ニーズの調査に努めています。しかし、南流山小学校区（大字流山、大字木、南流山2・3・6・7・8丁目）の人口13,346人（平成23年9月現在）に対して、7人では目が行き届かないことも事実です。このため、地域の皆さんからの見守りや支援の必要な方々に関する情報が重要となります。民生委員は民生委員法で守秘義務が課せられていることから、その方に関する個人情報（氏名、住所など）を皆さんから民生委員・児童委員へ伝えることは「個人情報の保護に関する法律」の規制の対象とはなりません。ご協力をよろしくお願い致します。

各地域の民生委員については、流山市健康福祉部の社会福祉課（TEL 7150-6079）、または、流山市社会福祉協議会（TEL 7159-4735）へお問合せください。そしてお気軽にご相談ください。

厚生労働省：民生委員・児童委員について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/minseijin.html>

千葉県民生委員児童委員協議会の民生委員の部屋

<http://www.chiba-minkyoo.or.jp/minseiroom/minseiroom-top.html>